

中古商品自動車に係る自動車税種別割の減免のお知らせ

愛 知 県

本県におきましては、中古自動車販売業者の方が商品として所有し、かつ、展示している自動車（中古商品自動車）について、次のとおり自動車税種別割の一部を減免しています。

減免の申請に当たっては、以下の減免の要件等をよくご確認いただき、お間違のないよう手続きをお願いします。

1 減免の要件

区 分	内 容
減 免 対 象 と なる 中 古 自 動 車 販 売 業 者	減免の対象となる中古自動車販売業者は、次に掲げる要件のすべてに該当する方です。 1 古物営業法に規定する古物営業の許可を受けている自動車販売業者で、古物営業法施行規則に規定する自動車を取扱うものであること。 2 減免申請書の提出期限において、減免の申請をする自動車に係る自動車税種別割を含め、申請者が納税義務者であるすべての自動車税種別割（延滞金を含む。）について滞納がないこと。 3 減免の申請をする自動車に係る自動車税種別割を含め、減免を受けようとする年度のすべての自動車税種別割（<u>証紙徴収分及び減免申請されていない自動車に係る自動車税種別割を含む。</u>）について、減免相当額を含め納期限までに納付していること。 4 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法第22条の28第1項の規定による通告処分（愛知県県税規則及び愛知県県税事務取扱規則の一部を改正する規則（平成30年愛知県規則第45号）附則第2項の規定により通告処分とみなされるものを含む。）を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から減免申請書の提出期限において3年を経過していること。 5 地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から減免申請書の提出期限において2年を経過していること。
減 免 対 象 と なる 自 動 車	減免の対象となる自動車（中古商品自動車）は、次に掲げる要件のすべてに該当するものです。 1 商品として取得した自動車で、4月1日において商品として所有され、かつ、展示されているものであること。 2 4月1日において運輸支局等の登録（新規登録を除く。）を受けている自動車で、登録上の所有者及び使用者の氏名又は名称が、減免の申請をする中古自動車販売業者の氏名又は名称と同一となっているものであること。 3 一般財団法人日本自動車査定協会により中古商品自動車であることが証明されているものであること。

ご注意：次の自動車は対象外となります。

- ① 新規登録車（新車・中古車）
- ② 軽自動車
- ③ 社用車・代車用車両（レンタカー）
- ④ 他県登録車
- ⑤ 愛知県独自の課税免除制度により自動車税種別割が全額免除となっている自動車（電気自動車（燃料電池車含む）・プラグインハイブリッド自動車）

2 減免額

減 免 額	自動車税種別割の年額の 12 分の 3 に相当する額 (4 月に抹消登録をした場合 …… 年額の 12 分の 1 に相当する額 5 月に抹消登録をした場合 …… 年額の 12 分の 2 に相当する額)
-------	--

3 減免の申請手続等

区 分	内 容
提 出 書 類	1 自動車税種別割減免申請書及び明細書(※) ※これらの用紙は、一般財団法人日本自動車査定協会愛知県支所のホームページからダウンロードしたエクセルファイルにより作成することができます。 2 古物営業法第5条第2項に規定する古物営業の許可証の写し 3 一般財団法人日本自動車査定協会が発行する商品中古自動車証明書 4 その他 抹消登録により自動車税種別割が月割課税される自動車について、月割課税による減額の通知前に月割額を納付し減免の申請をする場合は、当該登録の事実が分かる登録事項等証明書を併せて添付してください。
申 請 書 の 提 出 期 限	自動車税種別割の納期限(令和7年6月2日(月))
申 請 書 の 提 出 先	<u>減免を受けようとする自動車の自動車税種別割を管轄する県税事務所</u> ※ 管轄の県税事務所以外には提出しないでください。
そ の 他	商品中古自動車証明書の交付を受けるためには、必要な書類を添付した商品中古自動車証明申請書を <u>令和7年4月30日(水)</u> までに一般財団法人日本自動車査定協会愛知県支所へ提出しなければなりません。 商品中古自動車証明申請の手続きの詳細は、一般財団法人日本自動車査定協会愛知県支所にお問合せください。 一般財団法人日本自動車査定協会愛知県支所 <所在地> 名古屋市昭和区滝子町 30 - 16 (自動車会館1F) <電 話> 052-882-5381

※ 減免制度の詳細は、管轄の県税事務所(自動車税グループ)までお問合せください。

申請書等は、一般財団法人日本自動車査定協会のホームページからダウンロードして作成することができます。

<http://www.jaai.or.jp/shisho/chuubu/aichi/aichi.html>

ご注意：ダウンロードしたファイル名「R7genmen.xls」の名称は、変更せずに保存・使用してください。